## 指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (鹿児島県指定 第 4672600022 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画 (ケアプラン)」を作成します。
- ○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇			
1.	事業者2		
2.	事業所の概要2		
3.	事業実施地域及び営業時間3		
4.	職員の体制3		
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金3		
6.	サービスの利用に関する留意事項5		
7.	苦情の受付について6		

## 1. 事業者

(1)法人名 社会福祉法人 滴々会

(2) 法人所在地 鹿児島県南九州市知覧町郡2072-2

(3)電話番号 0993-58-7171

(4)代表者氏名 理事長 山 内 知 枝

(5) 設立年月 平成9年10月2日

#### 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

(2) 事業の目的

社会福祉法人滴々会が開設する居宅介護支援事業所音野舎 は、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者可能な限り自 立した生活を送れるよう、また老化にともない介護が必要な 者に対して、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の 立場に立って、介護相談、介護計画等の適正な介護支援事業 を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称

音野舎 居宅介護支援事業所

(4) 事業所の所在地

鹿児島県南九州市知覧町郡2072-2

(5) 電話番号

0993 - 58 - 7171

(6) 事業所長(管理者)

氏名 有薗 由佳里

- (7) 当事業所の運営方針 ① 事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合、可能 な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように配慮して、その支援を行う。
  - ② 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、 利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、被保険 者が申請を行われているか否かを確認して、その支援を行 う。
  - ③ 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置か れている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福 祉サービス、施設等の多様なサービスと他の事業所の連携 を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配 慮し努める。
  - ④ 事業所は、南薩介護保険事務組合から介護認定調査の委 託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正 しい調査を行い、その知識を有するよう研鑚を行う。

⑤ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

#### (8)開設年月

平成11年10月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 南九州市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月~土	
受付時間	月~土	8時30分 ~ 17時30分
サービス提供時間	月~土	8時30分 ~ 17時30分

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

   職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		1	1名	
2. 介護支援専門員	2		2	1名	

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。 (例)週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3~6条、第8条参照)

## <サービスの内容>

# ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

### <居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、 契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供 する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しま す。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定 居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その 種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者 の同意を得た上で決定するものとします。

#### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅 サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者 等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金 に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいっ たんお支払い下さい。

要介護1~要介護2	要介護3~要介護5
10,860円	14,110円

#### (2)交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地域を越えた地点にお住まいの方で、当事業所のサービスを 利用される場合は、下記の交通費をいただきます。

- ・事業所から片道おおむね30キロメートル未満 300円
- ・事業所から片道おおむね30キロメートル以上 500円

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

- (2)介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)
- ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上 不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介 護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援 専門員の指名はできません。

# 7. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

## (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口担当者 鶴園尋倫(事務長)

〇受付時間 毎週、月曜日 ~ 金曜日

9:00 ~ 15:00

〇苦情受付電話番号 0993-58-7171

# (2) 行政機関その他苦情受付機関

	所 在 地	南九州市川辺町平山 3234 番地
	電話番号	0993-56-1111
南九州市長寿介護課	FAX	0993-56-5611
	受付時間	月~金 8時30分~17時
		(年末年始、土日、祝日は休み)
	所在地	鹿児島市鴨池新町7番4号
	電話番号	099-206-1029
国民健康保険団体連合会	FAX	099-206-1068
	受付時間	月~金 8時30分~17時
		(年末年始、土日、祝日は休み)
	所在地	鹿児島市鴨池新町10番1号
   鹿児島県高齢者生き生き	電話番号	099-286-2111
推進課	FAX	099-286-5555
推進誄 	受付時間	月~金 8時30分~17時
		(年末年始、土日、祝日は休み)
	所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号
鹿児島県社会福祉協議会	電話番号	099-286-2111
福祉サービス運営適正化	FAX	099-286-5555
委員会	受付時間	月~金 8時30分~17時
		(年末年始、土日、祝日は休み)

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、複数の指定居宅サービスの事業者等の紹介を求めることが可能であること、居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることの理解が得られるよう説明を行いました。

音野舎 居宅介護支援事業所

説明者職名 ケアマネージャー

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に理解し同意しました。

利用者住所 南九州市

氏 名 印

代筆者氏名 印

<sup>※</sup>この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

# <重要事項説明書付属文書>

- 1. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照) 当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
  - ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、 複写物を交付します。
  - ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及び その実施状況に関する書類を交付します。
  - ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

# 2. 損害賠償について(契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償 いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご 契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責 任を減じる場合があります。

## 3. 緊急時・事故発生時における対応方法

当居宅介護支援事業所のサービスご利用中に利用者の容体の変化、その他、緊急事態が 生じた場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族へ速やかに連絡いた します。

$\odot$	緊急追	<b>L</b> 終先					
	氏	名					
	住	所		_			
	電話番	号					
	その他の連絡先						
	氏	名					
	住	所		_			
	電話番号			_			
0	主治图	Ē					
	病院または診療所名						
	医 師	名					
	住	所					
	電話番	号					

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、 契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更 に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その 場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、 故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがた い重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは 他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を 行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合